

## 平成 29 年度 第 1 回尼崎市社会保障審議会会議録

### 1 日時

平成 30 年 3 月 29 日（木）午後 4 時から 5 時 30 分まで

### 2 場所

尼崎市中小企業センター会議室 401 号

### 3 出席者

#### （委員）

上松委員、梅谷委員、蛭子委員、荻田委員、荻野委員、奥西委員、小田委員、柏原委員、狩俣委員、楠村委員、佐藤委員、高谷委員、内藤委員、中川委員、波多委員、前田委員、松岡委員、松澤委員、松原委員、南林委員

#### （事務局）

健康福祉局長、福祉部長、障害福祉担当部長、福祉課長、高齢介護課長、包括支援担当課長、介護保険事業担当課長、障害福祉課長、障害福祉政策担当課長、福祉課係長、高齢介護課係長、介護保険事業担当係長、障害福祉政策担当係長、福祉課職員、障害福祉政策担当職員

### 4 議事概要

#### （事務局）

福祉課長でございます。皆様、お待たせいたしました。

定刻となりましたので、ただ今から、「平成 29 年度、第 1 回尼崎市社会保障審議会」を開会させていただきます。

委員の皆様方には、平素より、本市の福祉行政にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

また、年度末の何かとお忙しい中、ご出席をいただきまして、お礼申し上げます。

本日は、どうぞ宜しくお願いいたします。

それでは、本日の委員の出欠状況について、事務局よりご報告いたします。

#### （事務局）

現在の出席委員は、27 名中 20 人でございます。

尼崎市社会保障審議会規則第 4 条第 1 項に規定により、会議の定足数は過半数ですので、会議は成立しております。

なお、本日の傍聴人は、ありません。

以上、ご報告させていただきます。

#### （事務局）

本日出席の市職員は、健康福祉局長をはじめ、関係所管課長等が出席しております。市関係職員出席者名簿をご清覧ください。

それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。事務局よりお願いします。

### ＜資料の確認＞

#### （事務局）

それでは、次第1「委員紹介」に移らせていただきます。

昨年3月の社会保障審議会以降に、新たに委員にご就任いただいた方が、9名おられますので、お手元の資料にあります委員名簿順に、ご紹介させていただきます。

### ＜委員の紹介＞

#### （事務局）

それでは議事に入ります前に、ご報告がございます。

委員長は、所用のため遅れてご出席されますので、本日の進行は副委員長にお願いいたします。

それでは、副委員長、よろしくお願いいたします。

#### （副委員長）

今、委員長が少し遅れるという報告がありましたので、私のほうで司会、進行をさせていただきます。

本日は報告事項が中心ですが、事務局からの報告については簡潔に要点をしばってお願いいたします。

それぞれの専門分科会からの報告を受けますが、まず、地域福祉専門分科会から報告をお願いします。

### ＜事務局から、「地域福祉専門分科会」の報告＞

#### （副委員長）

ありがとうございました。

まず、質問からお願いします。

#### （委員）

災害時要支援者名簿についてですが、この問題については機会あることに質問しております。尼崎市は海に面していますので、災害時には津波の恐怖があり、この名簿を地域に提供しているということですが、名簿を受ける地域もなかなか難しいということで、市として、地域が名簿を受け取るのが難しい理由についてどのように考えていますか。

#### （事務局）

今の取組みとしては、地域福祉活動専門員の報告書の20ページに記載している内容ですので、御清覧ください。

災害時要援護者、特に避難に困難を伴う方ということで、避難行動要支援者名簿を市で

作成し、各地区に説明しながら、名簿の受け取りに協力いただく要請をしております。

現在のところ町会では6連協、14単組に名簿を受け取っていただいています。

特に津波被害ということも想定されますので、特に重度の方の避難支援をどうしていくのかといった不安もあり、名簿を受け取って支援していくというのが難しいというのが現状となっています。

また、地域の方々も高齢化しており、支援しにくくなっている現状があります。

現在、福祉課と災害対策課と連携して取り組んでいますが、そのポイント、ポイントごとの取り組みに留まっていることから、地域の現状を把握しにくくなっている現状もあります。

現在、市では地域振興体制の見直しの検討を進めていますが、これからは地域に目を向けて、職員が地域に入って、地域の様々な情報を把握して繋いでいくといった職員を配置することを検討しています。

そういった職員を配置しますと、より直近の地域の動き、或いは地域の事業所の動き、情報をより把握することができるのではないかと考えています。

今後、これらの職員を活用しながら、地域への名簿提供の促進を図っていきたいと考えています。

#### **(委員)**

地域に職員が入って行ってコミュニケーションを図るなかで、名簿の提供を促進していくという説明がありましたが、重度の方をいかに避難させるかということについては、単にコミュニティ不足を解消していくのも大事ですが、もっと根本的に難しい原因があるのではないのでしょうか。

これから地域に入り、コミュニケーションを図るといいのですが、地域で全くシャットアウトしているところはあるのでしょうか。

#### **(事務局)**

すべての地域にまんべんなく説明に行けてませんが、名簿を受け取る受け取らないは別として、災害が起こった時には、地域で助け合いをしなければならないという意識は、どの地域でも持っておられます。

ただ、専門的な支援というのは、非常に難しい面があるかなと思っていますので、専門職や事業所などの力を借りながら、今後、支援体制を整備していきたいと考えています。

そのため、地域職員を活用して取り組んでいければ、もっと名簿提供が進むのではないかと考えています。

#### **(委員)**

市としても苦勞して名簿を作成したわけですから、その名簿の受け取りを拒否されると、全く名簿が活用できずに、前に進まないこととなります。

今後とも、名簿を受け取るような取り組みをしていただきたいと考えています。

#### **(副委員長)**

災害時要援護者の問題については、私の知る限りですが、阪神間各市でもかなり具体化していますが、各市とも混迷しているというのが実態ではないかなと思っています。

ある市では、新たにソーシャル的な支援をするということで、特に社会福祉法人に対して依頼を出し、様々な議論があったようです。

議論では「それは屋上屋を重ねるみたいに、新しいものをつくるというものなので、そのやり方はどうなんだろうか」とか、「地域包括支援センターにやらしたらどうか」、「いやいや、あそこは高齢者だけだから・・・」とかの話が出たということです。

実際にその方を避難させるときには、「そういった専門機関だけでは間に合わない」。

「じゃあ、どこを拠点にするのか」、「二次避難の福祉トリアージはどうするのか」、「そんなことができるの？」など、色々疑問を呈しながら議論しているのが他市の現状でもあります。

尼崎市でもある面では似たようなことではないかと思えます。

ただ、行政が施策としてこういったことを打ち出すのは重要ですし、それを受け取る側からすると、コミュニティの状況がどうなっているのか、またどのようなコミュニティ活動をしているのか、若しくはしていないのかとも関わってきます。

そして地域に求められる活動はどのような内容なのか。具体的かつ明確にはなっていません。

その上で、行政や専門機関がどうしていくのかなど、多くの課題がからんできます。

いずれにしても、行政が一步踏み出したことは非常に重要であると考えています。

地域と関わらせていただいている立場からすると、まだ一步を踏み出したところであり、難しいものがあると考えています。

この問題は地域福祉と関わりが深いので、昨年度に地域福祉計画を策定しましたが、部会長を務めていただいた委員から、今後どうしていく必要があるのか、意見や助言等があればお願いします。

#### **(委員)**

ちょうど1年前に地域福祉計画を策定しましたが、地域福祉という総合的なことをさせていただく中では、ニーズや課題を整理していきませんが、ある一定数の方が匿名性を強調されることや、若しくは福祉の形ということへの参加というものを必ずしも良しと思わない方もおられます。

地域全体の課題の中の地域福祉ということでは、地域はどのような声があるのかといったことを、しっかり受け止めています。

地域ではそれぞれの地域での個性があり、計画ではきっちり整理している形です。

地域の各論的には、「この地域では、こんな課題がある」、「このようなニーズがある」ということを把握できつつあると思います。

計画を進めるなかで、ニーズなりをキャッチアップしていくことが、この地域福祉計画の役割であると考えています。

新しいニーズ、新しい課題があれば、それをキャッチして、地域福祉計画を評価しながら、今後、計画を推進していきたいと考えています。

#### **(委員)**

地域ごとにそれぞれの課題があるということは理解できます。

今は向う 3 軒両隣とかが希薄になっていますが、それをどう醸成していくのかということ  
とです。

何かあれば、お互いに助け合うといった体制ができないかなと考えていますが、簡単で  
はなく、非常に難しい面があります。

**(副委員長)**

このまま議論を進めたいところですが、時間の関係もありますので、これぐらいにしたい  
と思います。

資料 1 ⑦にあります、地域福祉計画の位置付けとそれぞれの計画の関係をチャート式  
に記載していますので、この関係性を踏まえて、次の報告を受けた後に議論していきたい  
と考えています。

それでは、障害者福祉等専門分科会の報告をお願いします。

**<事務局から、「障害者福祉等専門分科会」の報告>**

**(副委員長)**

ありがとうございました。

質問がありましたら、お願いします。

**(委員)**

手話言語条例に関してですが、尼崎市でもやっと条例を制定することができました。

やはりマンパワーの不足ということで、気にしてる点があります。

「議会の中でも、手話を」という意見もあり、マンパワーの確保について、どのように  
考えていますか。

**(事務局)**

現在、手話の通訳者につきましては、平成 29 年 3 月時点ですが 28 人の方を登録させて  
いただいています。

利用者の方は同じ時点で 163 人ということになっています。そういう意味では、非常に  
少ないということを感じています。

実働の方は 14 人で、月曜日から金曜日のウィークデイの昼間では 10 人程度の方が動  
けるということで、非常に数が少ない現状にあります。

手話言語条例でも、そういった育成についても課題であると考えております。そうした  
ことから、手話通訳者の養成事業として、平成 29 年度からは奉仕員、手話通訳 1、手話  
通訳 2 という三つの講座がありました。

初心者の奉仕員の養成講座については毎年実施していましたが、手話通訳 1、手話通訳  
2 の講座は隔年実施でしたから、奉仕員講座を受けた翌年に手話通訳 1 の講座を受講でき  
ないことがありました。

こうしたことから、平成 30 年度からは、手話通訳 1、手話通訳 2 の講座を毎年実施し  
ていくこととし、すべての講座を毎年実施していくということに拡大する予定にしてお  
ります。

また、平成 30 年度の講座につきましては、より実践的な手話通訳 3 というものが出てきましたので、その講座も開講して支援体制が整えられるように事業を推進していく予定にしています。

#### **(事務局)**

少し補足させていただきます。

先ほど、手話通訳者 20 数人、利用者 163 人という人数を説明させていただきましたが、手話通訳される方や手話を希望されている方はもっと多くおられます。

この人数はあくまでも、手話通訳を希望されて公的機関に行かれるとか、医療機関に聞かれる際に、市が謝礼を支払って市から派遣する手話通訳者の登録者とその利用者の人数です。

#### **(副委員長)**

障害分野の報告については、障害者計画を策定し、時系列的な説明がありました。その内容について、委員から補足があればお願いします。

#### **(委員)**

障害者基本計画というのは、障害者施策に関する基本的な計画となりますが、障害福祉計画は具体的なサービス利用に関する計画となっております。これは、障害者支援法に基づいて定めるように規定されています。

今回は第 5 期ということで、平成 30 年度から 3 年間の障害福祉計画を策定しました。

本日の資料でも記載させていただいていますが、具体的な障害者へのサービス内容に関する目標値を設定しています。

第 4 期の計画の計画については、P D C A サイクルに基づく検証を行ない、その計画がどの程度実現できたのかどうかについて、各委員からの評価及び市内部の評価を検討してきました。

特に、「十分でない」と評価されたものについては、次期の第 5 期計画に重点的に取り組む重点施策として位置づけ、それを反映された計画となっております。

また、すでに目標値に達している施策については、引き続き計画として取り組んでいくこととし、サービスなどの目標値を第 5 期の計画の中に盛り込んでいます。

詳細については、本日資料で配布させていただいている要約版に目標値を掲載しています。

なお、この障害福祉計画については、昨日に市長に答申させていただきました。

#### **(委員)**

障害福祉計画については先ほど説明がありました。国が第 5 期障害福祉計画での目標値を算出する際の推計式を示しています。その推計式に基づいて行えば、目標値の数字が出てきますが、尼崎市ではそれを良しとしないで、具体的に尼崎市で実施できるのかも吟味して、尼崎市として現実的な数値目標を設定しました。

パブリックコメントへの対応ですが、「意見を参考とする」というものが多く、委員からは、「せっかく、意見を提出したのに、単に参考にするだけか」という不満の意見もありましたが、「参考する」という文言が記録に残ったことは重要視すべきではないかなと

思っています。

次の計画策定時に「意見をどのように参考にしたのか」という議論もできるという意見もありました。

また、手話言語条例については、これから全体をどうしていくのかというのが、大きな課題になると考えています。

今回の条例に関しては、あくまでも言語権を保障していくということと、聾の方への理解を深めていくという施策を市はやっていかなければなりません。そして、そのためには市民や事業者と協力してやっていく必要があります。

しかし、条例では人材をどう確保していくのかということまでは踏み込んでいませんので、今後、具体化していく必要があります。

#### **(委員)**

災害が起こった時ですが、やはり障害者が一番、災害弱者になります。

これらの障害者はしゃべれない、聴こえないということで、非常に苦勞しておられますので、やはりマンパワーの確保は重要です。

また、身近なところで支援していくことをつくっていくことも大事なことです。

高校生などの学生は、昼間は近くで動くことができます。

大人などの助ける側の方の多くは、昼間は会社などに行っていて、災害が起こった時にはすぐに助けることができません。

東日本大震災でも学生が救助などに活躍した実態があります。

大人だけでなく、学生を含めた支援体制を考えていく必要があると考えています。

#### **(副委員長)**

障害者分野につきましては、計画を策定しましたが、委員からあったように、評価部分で課題が残っているという説明でした。

障害を持たれた方の地域支援というのがキーワードです。

そこには、専門家や地域の方々がどう協力して参加するかということです。

そのためにはどうしていくのかというのが、この審議会としての役割が大きいと思っています。

続いて、高齢者保健福祉専門分科会の報告を事務局からお願いします。

### **<事務局から、「高齢者保健福祉専門分科会」の報告>**

#### **(副委員長)**

高齢者保健福祉専門分科会では、介護保険にかかる計画とこれに関連する医療・介護の連携が、今回の計画に入っていますので、これに関連して質問、意見があればお願いします。

#### **(委員)**

さきほど、最期まで自宅で過ごして看取るという説明がありましたが、エンドオブライフ・ケアとなってくると思うんですが、国際的なエンドオブライフ・ケアを考えてみます

と、価値ということを重要視していこうという考え方が強くなっています。

そういうことを考えますと、宗教的なメンタルのスピリチュアルと言いますか、そのケアも含めていかなければならないと考えられています。

ただ、公的には宗教的なものはなかなか難しいものがありますが、エンドオブライフ・ケアを考えますと、それを避けて通れないと思います。

そのことの連携をどうかしていったらいいのか、お尋ねします。

#### **(事務局)**

スピリチュアルなどから宗教的なことを公的に関わるとするのは難しいことだと思いますが、ただ、患者や利用者に寄り添っていただく方々が、そのことも必要とされると思われるのであれば、「頼ることも大切なんですよ」と、自身に考えていただく。またその際には専門職が関わっていただき、お互いが共有することを進めていければと思っています。

#### **(委員)**

専門職の判断と言いますか、臨床宗教師とかの新たな専門性が確立されようとしていると思うんですが、チャペルなどでそういうことをされる方もおられるでしょうし、そういう方々と繋がっていくことも構わないということで良いのでしょうか。

#### **(事務局)**

利用者の方々が望むということであれば、私たちはそれを否定する権限はないと思います。

ただ、それを勧めるということは、なかなか厳しいとは思いますが。

#### **(委員)**

今の委員の質問に関してですが、高齢者の分科会委員もしていますので、発言させていただきます。

やはりスピリチュアルケアというのは、重要なことだと思います。

その一つとすれば、ケアマネージャーの方がそういった視点をもって、ケアプランを作成することが今後、求められることがあるかもしれません。

場合によっては、ケアマネの研修などでは、そういった視点からも本人に寄り添うという観点からは、必要かもしれないということを視野に入れておくことも必要ではないかと思っています。

#### **(副委員長)**

今回の介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画策定部会の部会長を務めていただいた委員から全体を通して意見があれば、お願いします。

#### **(委員)**

計画の策定部会ということで、さきほど報告のあった地域包括ケア推進部会、在宅医療と介護連携推進部会、地域包括支援センター運営部会に関係するものを含めて、この計画に盛り込んで統合化していくという難しい課題がありました。

今回の計画を策定する際には、会長から「地域包括ケアの深化と推進」という意見がありました。



その深化という部分をどのように捉えるかという宿題を会長からいただき、策定部会ではそれを考えていくことからはじめました。

その「地域包括ケアの深化と推進」というのは、国が言ってることでもあります。この推進というのは、しっかりサービスの事業を計画に盛り込んで、計画を推進していくということだろうと思います。

それに伴って、PDCAサイクルをちゃんと回していくということと、第7期の計画としては指標をしっかりと設定していこうということです。

計画概要版の10ページに記載していますが、重点的な取り組みにおける指標というのも、どの指標を活用していくのかを精査していただきました。

国が昨年11月の社会保障審議会介護部会で、高齢者の自立支援とか重度化防止等の交付金を出すための評価指標も出ていました。

そうしたものをからめながら、どういった指標を設定していくのかということです。

これまで尼崎市では、様々な調査をしています。既存の項目で、しっかりと地に足をつけ、全体の計画の事業の進捗状況を見ながら、指標をプラスしていく項目も出てくるのかなと思っています。

サービス事業をどう整備していくかとなりますと、ターミナルケアとかエンドオブライフ・ケアとかの話もありましたが、在宅でどう看取っていくのかを考えますと、地域密着型サービスが重要です。

生活圏域によってばらつきがありますが、それをしっかりと埋めていく、整備していくということです。特に定期巡回、随時対応型訪問介護、看護というのが、地域包括ケアシステムにおいては一番の売りになります。このサービスをどう育てていくかということです。

単に事業者だけに任せるのではなく、行政もタイアップしながら、育てていかなければいけないサービス事業ではないかなと思っています。

地域包括ケアの深化ということについては、まず、地域にしっかりと根付かしていくという意味合いがあるのだろうと思います。

一つは専門職の地域連携のネットワークをどう構築していくかということだと思います。よく言われる介護と医療との連携ということに代表されます。

そこで尼崎市では「地域ケア会議」というものですね。地域ケアの個別会議と、顔の見える関係づくりのワークショップという形で、かなり充実させて実践もされていて、それをしっかりと地域包括ケアの深化に役立たせていくという位置付けになっていると思います。

もう一つは、市民・住民の人たちです。

この地域包括ケアシステムというものを専門職の皆さんはよくご存じですが、地域包括ケアシステムとはどういうことなのかを市民の皆さんにどう理解いただく努力が必要です。

これを分かってもらうためには、計画の進捗と併せて、取り組んでいく必要があります。公助、共助、自助をどのように考え、市民参加に繋げていくかが大きな課題となります。

そして、地域包括ケアの深化というものも、これからの課題になってくるだろうと考えています。

計画策定部会では、様々な論議を踏まえて、この計画に盛り込めたと考えています。

計画が完成したら、全てが実現するという錯覚をしがちなのが計画ですが、ようやくスタート地点に立てたかなという思いです。

今後、PDCAサイクルをしっかりとやって、計画を推進していきたいと考えています。

また、次の次の計画も見据えながら、さらに充実した内容のものをできればと考えています。

**(副委員長)**

介護・医療連携に関してですが、歯科医師の立場で多職種連携の関係で意見があればお願いします。

**(委員)**

歯科医師会としても訪問診療とかで、介護・医療連携を推進していますが、ただ、歯科医師で訪問診療を担える方の育成が十分にできていません。

また、介護職に対する医師からのアプローチとしては、歯科医師会として年3回ないし4回程度、介護職の皆さんを対象に講習会を開催して勉強会を行っており、その育成についても、歯科医師会としても対応していきたいと考えています。

**(副委員長)**

それでは、地域包括支援センター運営部会の報告を事務局からお願いします。

**<事務局から、「地域包括支援センター運営部会・地域密着型サービス運営部会」の報告>**

**(副委員長)**

事業関係については、これで報告が終わりました。

全体を通じて、質問、意見がありましたらお願いします。

**(委員)**

今、尼崎市は「地域力向上」ということを言っていますが、地域で生きている人たちは、高齢者、子ども、障害者など様々な方がおられ、ツールとしては専門職の方々が活動されていると思いますし、それぞれ課題を持っておられます。

また、地域では、その問題点を地域で出し合って、どう対応していこうかというのが、本当の地域力だと考えています。

地域福祉活動専門員は、どこまで自分たちが持っている地域における情報をどのように伝えてケアできるかということですが、それだけでしたら地域力にはなりません。

それぞれ地域で活動されている方々がおられますが、自分たちで全体の課題を出し合って、どうしていこうとするのが地域力ではないかと考えています。

地域では、高齢者も、障害者も、子どもも生活しているわけですから、地域福祉活動専門員だけが活動するのではなく、地域に住んでいる人たちが自ら考えていけるような取り組みが必要ではないかと考えています。

今後、地域力の向上に向けて、具体的にどのような取り組みをしていくのでしょうか。

**(事務局)**

基本的には地域福祉活動専門員が地域に出向き、その地域というのは社協（町会）やマンションの管理組合、NPOであったり、様々なところが該当しますが、これから市としては、そういう活動と併せて、地域活動の担い手づくりや資源の掘り起こしであったり、個別の支援など、様々な繋ぎをやっていきます。

そして、地域振興体制を再構築していくことにしていますが、地域に密着した職員を最終的には小学校区に張り付けて、その職員を中心にして、地域ごとの福祉課題を話し合う中で、その課題などを共有して、よい街づくりをしていくという方向性にあると考えています。

**(委員)**

最近、国では60歳ぐらいでは高齢者ではないということを言い出していますが、老人クラブというのが減っているということを経験で聞いたことがあります。

この老人クラブという名称を変えることができないかなという思いがありますが、尼崎市でも名称を変更するというのはできないのでしょうか。

**(事務局)**

70歳を過ぎても元気な方が多くおられます。高齢者というのは、果たして何歳からなのだろうかということについては、国では様々な議論があるようです。

現在、老人クラブの活動を促進するために、国の補助制度があります。その制度でも老人クラブという名称になっています。また、老人クラブも全国組織、都道府県の組織、市町村での組織があり、公的には老人クラブという名称が使われています。

尼崎市の老人クラブでは、加入促進をしたり、会のイメージを変えていきたいという議論があります。

尼崎市老人クラブ連合会というのが正式名称となっていますが、ハナミズキといったサブタイトルで、市民の皆さんに親しみやすいネーミングも活用しながら、活動促進、加入促進に取り組んでおられる状況です。

**(委員)**

共通の名称は老人クラブとなっていますが、実際では地域によって名称が異なりますし、老人という言葉は最近使用していません。

それぞれの地域や構成メンバーによって、それにふさわしい名称を付けています。

ハナミズキというのは、老人クラブの幹事が作詞しました。それに曲をつけて振り付けを行ない、踊るということもしています。

老人クラブという高齢者の集いですが、平均年齢が80歳前後なんです。会員の最高齢は100歳を超えています。老人クラブの方は非常に元気なんです。

しかし残念なことは、老人クラブの加入は60歳以上という条件がありますが、60歳代の方はなかなか老人クラブに加入してくれません。

高齢者の見守り活動にしても、70歳以上の方が行なっていますし、私も午前7時30分から子どもの見守り活動を行なっています。こういった活動をされている方は、いわゆる

老人ではないんですね。

老人クラブで活動されている方は、知識やこれまでの経験を生かして、地域に貢献されています。

**(副委員長)**

それでは、最後の報告である「民生委員審査専門分科会」の報告を事務局から、お願いします。

**<事務局から、「民生委員審査専門分科会」の報告>**

**(副委員長)**

この分科会は報告のみですので、よろしくお願いします。

本日の会議では、非常に重要な内容をコンパクトにまとめて、事務局から報告をいただきました。

時間の関係もありますので、本日の会議はこれで終了しますが、事務局から何かあればお願いします。

**(事務局)**

ありがとうございました。

事務局からの報告ですが、来年度の社会保障審議会につきましては、4月中旬頃には新たな委員の任期を迎えての開催を予定しています。引き続き委員に就任いただく方はよろしくお願いします。

また、稲村市長、森山副市長が来られておりますので、市長からご挨拶をお願いします。

**(稲村市長)**

委員の皆様方に一言、お礼のご挨拶を申し上げます。

まず、年度末の忙しい時期に多くの委員の皆様方にご出席いただき、ありがとうございます。また、今年度は大変お世話になりました。

この社会保障審議会には多くの専門分科会があり、その分科会にはそれぞれテーマごとの部会も設置されています。

非常に制度も複雑、多様なものとなっておりますし、地域における課題も多様化、複雑化している時代となっております。

地域福祉でも話題になったと思いますが、私たちの生活そのものは決して縦割りにはなっていません。みんなが普通に支え合う地域づくりにおいては、それぞれのテーマにおける専門性とそのテーマごとの横の繋がりの方が大事だと思っています。

そのためには、行政の仕組みと職員の人材育成と併せて、色々、挑戦的な取り組みを進めていきたいと考えており、現在、試行錯誤している最中です。

そして、各先生方や現場で頑張っておられる委員の皆様方には、今後とも積極的なご意見をいただきながら、共に頑張っていきますので、引き続きのお力添えをいただきますことをお願いし、お礼のご挨拶とさせていただきます。

**(事務局)**

委員の皆様方には貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

なお、現委員の任期が今年度末で終了しますが、これまで大変お世話になり、ありがとうございました。

それでは、これで社会保障審議会を終了させていただきます。

ありがとうございました。